

【都道府県技師会用】

臨床検査技師による新型コロナウイルスにおける鼻腔咽頭等からの 検体採取実技研修について（開催要領）

第1 趣旨・目的

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言は解除されたが、第2波の感染拡大を想定した対策が急務となっている。政府はPCR検査体制の拡充を進めており、また、同時に検体採取要員についても同様の措置が必要であることから、今般、歯科医師についても、一定の研修を受講することで検体採取を認めた。

なお、臨床検査技師については平成26年の法律改正で、厚生労働大臣が指定(平成27年から日臨技で開催)する研修を受講することですでに認められている。

日臨技の集計によると、医療機関に従事する6万人(厚労省調査)のうち、4万人が受講済みであるが、約2万人の臨床検査技師が受講していない状況である。

このことから、医療機関等での検体採取体制を拡充するために、緊急的に未受講の臨床検査技師を対象に、鼻腔咽頭からの検体採取のみに限った研修会を開催することとした。

ただし、本研修会は、臨床検査技師等に関する法律に基づく、厚生労働大臣が指定する研修会に代るものではない。

第2 研修会の開催方法、実施主体

本研修会は、(1)WEBによる検体採取の基礎研修(2)実地研修により開催し、(1)WEBによる検体採取の基礎研修については日臨技が実施主体に、(2)実地研修(実技指導)については、都道府県、政令市、特別区(以下「都道府県等」という。)が実施主体となり、関係団体との連携により、それぞれ開催するものとする。

ただし、実地研修については、都道府県等の委託を受け、当該都道府県臨床(衛生)検査技師会(以下「地臨技」という。)が業務の全部または一部を受託することができる。

第3 受講対象者

検体採取に関する厚生労働省指定講習未受講者(平成28年から入学の臨床検査技師は除く)の会員および非会員

第4 開催方法、開催時期

(1) WEBによる検体採取の基礎研修

- ① 日臨技がWebを活用したオンラインによる基礎研修
- ② 令和2年6月中旬に開始実施予定、日臨技ホームページ(URL: //www.jamt.or.jp/)に掲載し、日臨技ホームページ上で常時配信、聴講可能とする。

(2) 実地研修 (実技指導)

(1) の研修受講修了者を対象として都道府県等が順次開催する。

第5 研修の内容、実施方法

(1) WEB による検体採取の基礎研修

〈WEB 研修内容〉

- ・ オリエンテーション (30 分)
- ・ 日本歯科医師会作成・監修「歯科医師による新型コロナウイルスの PCR 検査導入に伴う教育研修」(40 分)
- ・ 日臨技検体採取指定講習会テキストより「鼻腔・咽頭よりの検体採取」(100 分)
- ・ 適切な个人防护具の着用方法 (日本耳鼻科学会監修ビデオ等) (10 分)

(2) 実地研修 (実技指導)

① 実施方法

WEB による検体採取の基礎研修を修了した者は、都道府県等が定める日時場所において、関係団体との密な連携のもと、実地研修(実技指導)を実施。

② 実技指導 (例)

都道府県等において、受講者の実力を勘案しつつ調整するが指導例の一例を記載する。

ア 自施設において指導を受けるもの

実際に自施設において検体採取を行っている者による実技指導 (OJT) を行う。この場合は自施設の施設長による証明書の取得を行う。

〈実技内容〉

- ・ 鼻腔からの検体採取の実際
- ・ 咽頭からの検体採取の実際
- ・ 个人防护具の着脱方法
- ・ その他

イ 自施設において実技指導を受けることができない者

都道府県等が定める方法にて、検体採取を行っている者から実技指導 (OJT) を受ける。この場合は指導終了後に、都道府県等の担当課等による証明書の取得を行う。

〈実技内容〉ア 自施設において実技指導を受けることができる者に倣う。

第6 受講申込

(1) WEB による検体採取の基礎研修の受講申し込みは、日臨技ホームページの「WEB による検体採取の基礎研修会」の専用ページから行う。

(2) 都道府県等による実地研修は、都道府県等が定める方法で行う。